

天童市犯罪被害者等支援条例（素案）の概要

1 制定の趣旨

犯罪被害者等に対しては、その視点に立った適切な支援が途切れることなく提供されることにより、再び平穏な生活を営むことができるよう、現に生活している地域社会において支援体制を構築することが重要であることから、犯罪被害者等の支援に特化した「天童市犯罪被害者等支援条例」を制定します。

2 制定の目的

犯罪被害者基本法（平成16年法律第161号）第3条の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市や市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減に向けた取組を推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とします。

3 施行予定期日

令和6年4月1日

4 条例（素案）の主な内容

（1）市、市民等及び事業者の責務の明確化

市、市民等及び事業者の責務を明らかにして、地域社会が一体となって犯罪被害者等を支援することに努めます。

（2）関係機関との相互連携による支援

犯罪被害者等が置かれている状況に則した適切な支援を行うため、警察等の行政機関並びに被害者支援センター等の民間支援団体と相互に情報提供を行うなど連携を図ります。

（3）各種支援制度等の情報提供及び各種サービス等の提供等による支援

犯罪被害者等に対して各種支援等に関する相談や必要な情報を提供します。また個々の事情に応じて保健医療サービス及び福祉サービスの提供並びに居住の安定に関する支援を行います。

（4）経済的な支援

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための必要な支援を行います。

（5）民間支援団体への支援

犯罪被害者等を支援する民間支援団体の活動の促進を図るため、その団体に対して必要な支援を行います。

（6）市民等及び事業者への理解促進のための広報活動

犯罪被害者等への支援の必要性や二次的被害防止等の重要性等について市民等や事業者への理解促進を図るための広報活動を行います。